

## サイバーテロ対策に係る官民の連絡・連携体制について (概要)

### 1 経緯

「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」(平成12年12月15日、情報セキュリティ対策推進会議決定)において、1年以内にサイバーテロ対策に係る官民の連絡・連携体制の構築することとしており、これに基づき、体制・運用に関する基本的な考え方を策定したものの。

### 2 概要

#### (1) 連絡体制

サイバー攻撃発生時等における政府と事業者との間の連絡は、重要インフラ分野ごとに、既存の連絡体制等の活用により、各重要インフラ分野を所管する省庁を通じて行う。

#### (2) 情報連絡の対象となる事案

情報連絡の対象には、重要システムに対するサイバー攻撃による被害のほか、サイバー攻撃の検知、攻撃の予告等が含まれる。

#### (3) 情報連絡の手段

事案発生時の連絡手段は、事前に2ルート以上を明確化する。

#### (4) 政府及び事業者における対応

事案発生時には、事業者、所管省庁及び内閣官房のそれぞれにおいて、情報共有、緊急時対処等の適切な措置を講ずる。

#### (5) 情報の取扱い

政府及び各事業者は、連絡された情報の取り扱いには十分留意することとする。

また、情報共有する範囲及び事項については、必要最小限とする。

### 3 今後の予定

本連絡・連携体制の運用に関し必要な具体的事項を、年内を目途に政府及び各重要インフラで協議の上定める。